

入札告示

札幌市告示第1196号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和 7年 3月24日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒063-0049 札幌市西区西野 290 番地 10

札幌市西区土木部維持管理課事務係（電話 011-667-3201）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 農試公園交通誘導警備業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7年 9月28日までとする。
- (4) 履行場所 農試公園、札幌市西区八軒4条西6丁目他、詳細入札説明書のとおり
- (5) 入札方法 予定人数を用いた総価で行う（入札内訳書の「単価」に記載する金額は「円単位」とする。）

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

支払金額は委託実績人数に入札書に記載された内訳の単価を乗じて算出した金額の合計に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス）」、中分類「警備業」に登録がある者のうち、所在地区分が「市内」の者。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に定める警備業務の遂行に必要な資格を現に有していること。
- (4) 同種業務（交通誘導警備・雑踏警備等）を履行した実績（令和2年4月1日以降に業務を完了したものに限る。）を有すること。
- (5) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。なお、上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからもダウンロードできる。

URL：<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>

- (2) 入札書の提出方法

入札書は、上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和7年4月11日（金） 午前 9時00分（送付の場合は必着のこと）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年4月11日（金） 午前10時00分

札幌市西区土木センター 会議室（札幌市西区西野290番地10）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に相当する額（予定人数に基づき算定した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。